

業務規程及び送配電等業務指針 変更案の概要について

2025年6月17日

電力広域的運営推進機関

- 本機関の委員会の議論などに適切に対応するため、業務規程及び送配電等業務指針を変更する。
- 主な変更のポイントは以下のとおり。変更の背景・内容などについては、次頁以降のスライドにて説明。
 1. 連系線のマージン又は運用容量拡大分の使用に関する規定の変更（業務規程）
 - ・ 需給状況悪化時の連系線のマージン又は拡大した運用容量の使用要件に関する変更
 - ・ 2025年8月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行
 2. その他規定の変更（業務規程、送配電等業務指針）
 - ・ 用語や定義の一部見直し等
 - ・ 2025年8月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行

1. 連系線のマージン又は運用容量拡大分の使用に関する規定の変更（業務規程）
 - 需給状況悪化時の連系線のマージン又は拡大した運用容量の使用要件に関する変更

需給状況を改善するためエリア間の電力融通（エリア間補正融通※¹）を本機関が指示するに当たって、連系線の空容量には余裕があっても、地内系統の混雑の影響により空容量の使用を制限する必要性が生じ、当該連系線を通じた融通量に制約が生じた事象がすでに発生している。本機関が需給状況を改善するために指示又は要請を行う際、こうした制限が生じるケースは、電源のノンファーム型接続の導入拡大等に伴い、今後一層増加していく可能性が高い※²。

※¹ 本機関が、エリア予備率3%未満の見通しのエリアへ、それ以外のエリアから必要な電気を供給するよう指示することで、受電エリアの需給バランスを確保する措置。

※² 第86回 広域系統整備委員会（2025年1月15日）。



これら状況を考慮し、本機関が需給状況を改善するための指示又は要請を実施するに当たって、連系線に空容量があっても、地内系統の混雑の発生により、当該連系線の空容量を使用した電気の供給を制限せざるをえないときは、空容量の不足する別の連系線のマージン又は拡大した運用容量を使用した電気の供給を指示又は要請できることを、本機関の業務規程において明確化する※³ことで、電力の安定供給に万全を期す。

※³ 現行の業務規程では、連系線の空容量が不足する場合に、連系線のマージン又は拡大した運用容量を使用することができることを規定しているが、空容量に余裕があってもその使用が制限される場合に、空容量が不足する別の連系線のマージン等を使用できることについて規程上明確ではない。なお、マージンは、連系線の空容量のうち電力系統の異常時等への備えとして、平時は使用せずに確保しておく容量をいう。



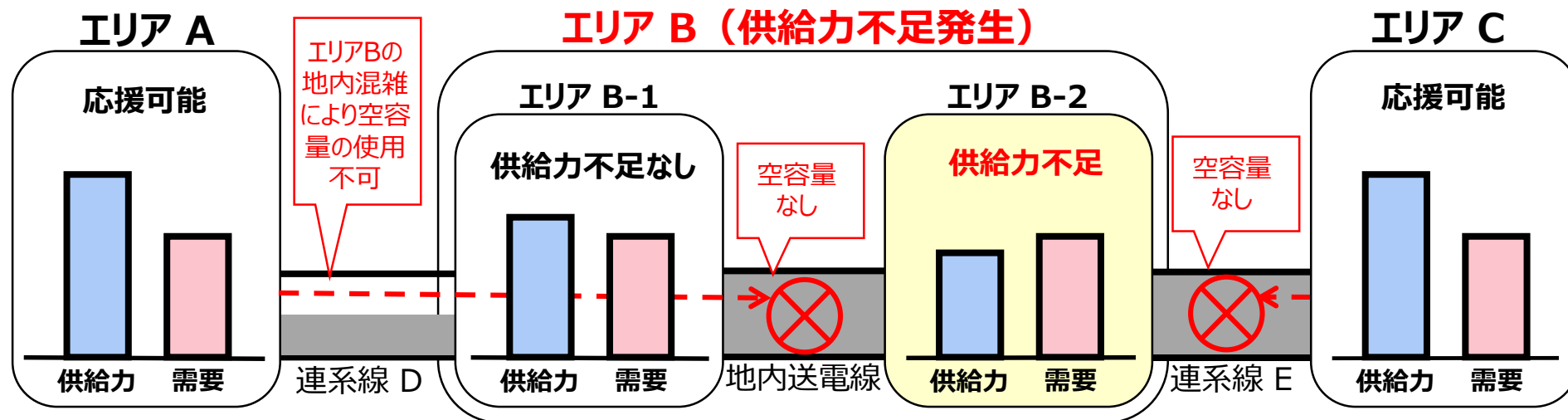
これに対応するため、連系線のマージン又は拡大した運用容量の使用に関する規定を変更する。

〔変更内容〕

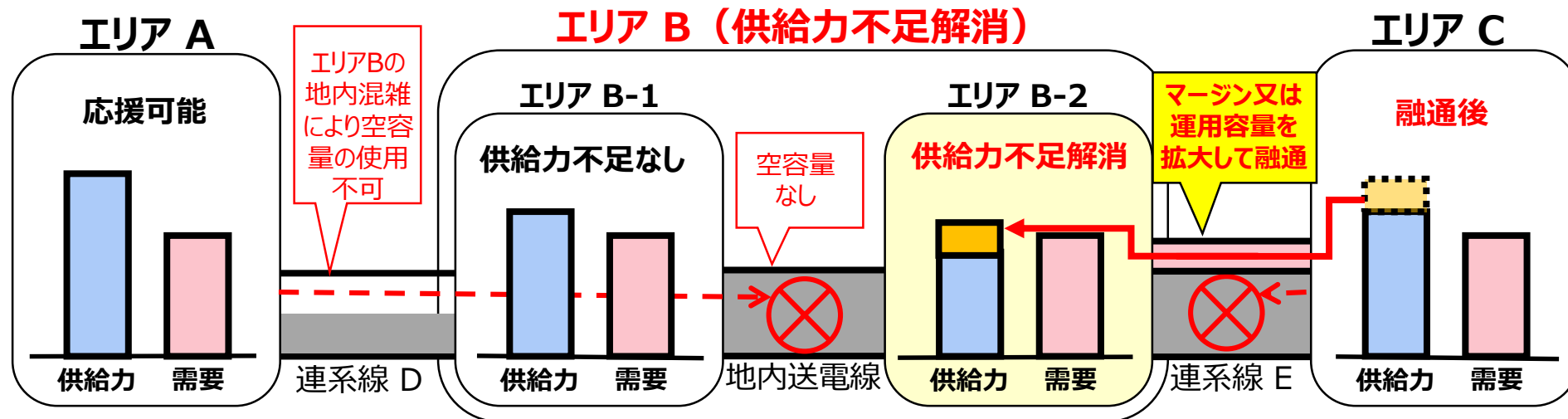
- 本機関は、需給状況を改善するための指示又は要請を実施するに当たって、地内系統の混雑により、連系線の空容量を使用した電気の供給を制限するときは、連系線（空容量の使用に制限が生じている連系線を除く。）のマージン又は拡大した運用容量を使用した電気の供給を指示又は要請できることを規定。

【業務規程第 1 1 6 条】＜変更＞

【融通前（エリアBの地内混雑により連系線Dの空容量の使用不可）】



【融通後（連系線Eのマージン又は拡大した運用容量を使用）】



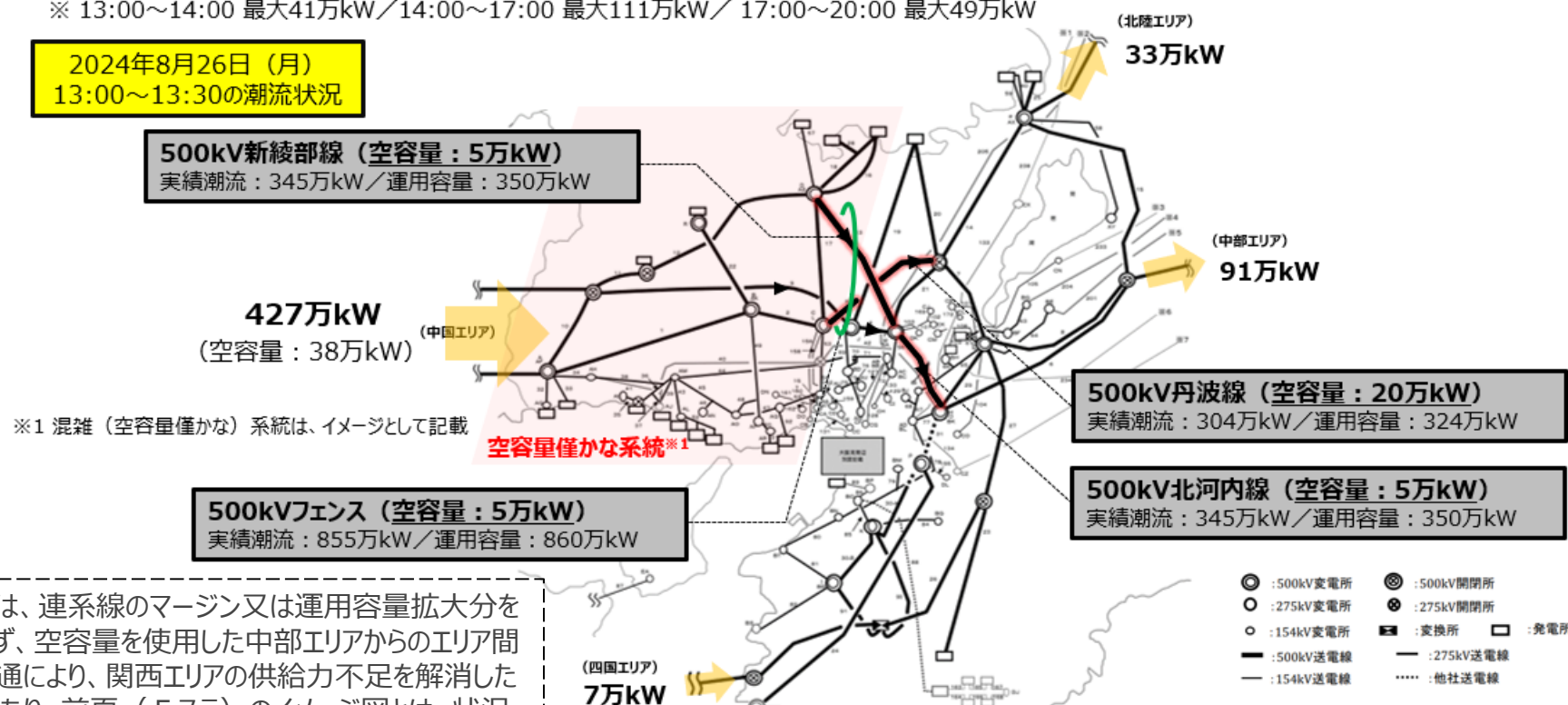
(参考) 【類型②】 関西エリア基幹ループ系統における夏季実績

13

- 関西エリアの猛暑による電力需要の急増により、**午後1時から8時までに最大111万kWを中部エリアより受電※**。
- 同日13:00～13:30において、関西エリアの500kVフェンス・新綾部線・北河内線の空容量は約5万kWとなり、関西中国間連系線の空容量約40万kWを下回っていたため、**当該送電線の系統制約により中国エリア以西からのエリア間補正融通が制限される状況**にあった。

※ 13:00～14:00 最大41万kW / 14:00～17:00 最大111万kW / 17:00～20:00 最大49万kW

2024年8月26日 (月)
13:00～13:30の潮流状況



本事例は、連系線のマージン又は運用容量拡大分を使用せず、空容量を使用した中部エリアからのエリア間補正融通により、関西エリアの供給力不足を解消したケースであり、前頁 (5スラ) のイメージ図とは、状況が異なる。

足元および中長期（2029年度）の見通し

25

- 足元（2024年度）では、2024年8月（需給ひっ迫時）に関西エリアの基幹ループ系統で空容量が僅かとなったこと、**2025年冬季昼間帯でも同設備で空容量が僅かとなる可能性があることを確認**した。
- また、中長期では、第83回本委員会で報告した「2029年度の系統混雑に関する中長期見通し」において、複数のエリアで夏季・冬季昼間帯での混雑（空容量僅かな）系統を確認した（冬季点灯帯では確認されず）。
- 足元から中長期にかけては、**地域間連系線の増強による再エネ電源等の広域的取引が拡大**することや、**再エネ適地を中心とした偏在的な再エネ導入が進むこと**を主な要因として、**再エネ適地から大需要地に向かう基幹送電線・フェンス等で系統混雑（空容量僅かな）が進展していくもの**と考えられる。
- 以上を踏まえ、次章では、重負荷期に基幹ループ系統混雑が生じた場合の需給運用へ与える影響について整理した内容を紹介する。

2. その他規定の変更（業務規程、送配電等業務指針）

- 用語や定義の一部見直し等

[変更内容]

- 規程類で定義している用語や定義について、以下のとおり見直しを行う。
 - (1) 連系線の混雑を解消するための措置※¹として定義している「混雑処理」について、ノンファーム型接続の適用開始により地内系統にも混雑が発生することを考慮し、一般送配電事業者の供給区域内の流通設備の混雑を解消するための措置※²を含む用語として定義を見直す。
 - ※¹ 連系線に混雑が発生する場合、本機関は、JEPXの翌日取引（前日スポット取引）で連系線を跨ぐ約定を制限するとともに、それ以降、連系線の計画潮流を抑制し混雑を処理。
 - ※² 平常時に地内系統で混雑が発生する場合、一般送配電事業者等は、再給電及び一定の順序に基づく制御により、混雑を処理。
 - (2) 日本卸電力取引所の取引規程に基づき「1 時間前取引」を「時間前取引※³」に変更する。
 - ※³ 時間前取引は、実需給前日の夕方から実需給当日のゲートクローズ（実需給の1 時間前）までの間に日本卸電力取引所で随時行われる電気の取引。
- 混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスに関して、発電設備等の連系時の業務フローと同様に、一般送配電事業者等は、工事が長期にわたる場合、混雑緩和希望者等からの工事費負担金の支払い条件の変更要請（分割払い等）に対して合理的な範囲で応じること、及び混雑緩和希望者等は、詳細検討の回答日※⁴から1 か月以内に工事費負担金契約を一般送配電事業者等と締結する必要があることを明記。
 - ※⁴ 一般送配電事業者等は、詳細検討で、必要に応じて現地調査を行い「増強工事の概要」、「概算工事費」、「工事費負担金概算」及び「工期」等を検討し、混雑緩和希望者等に回答。

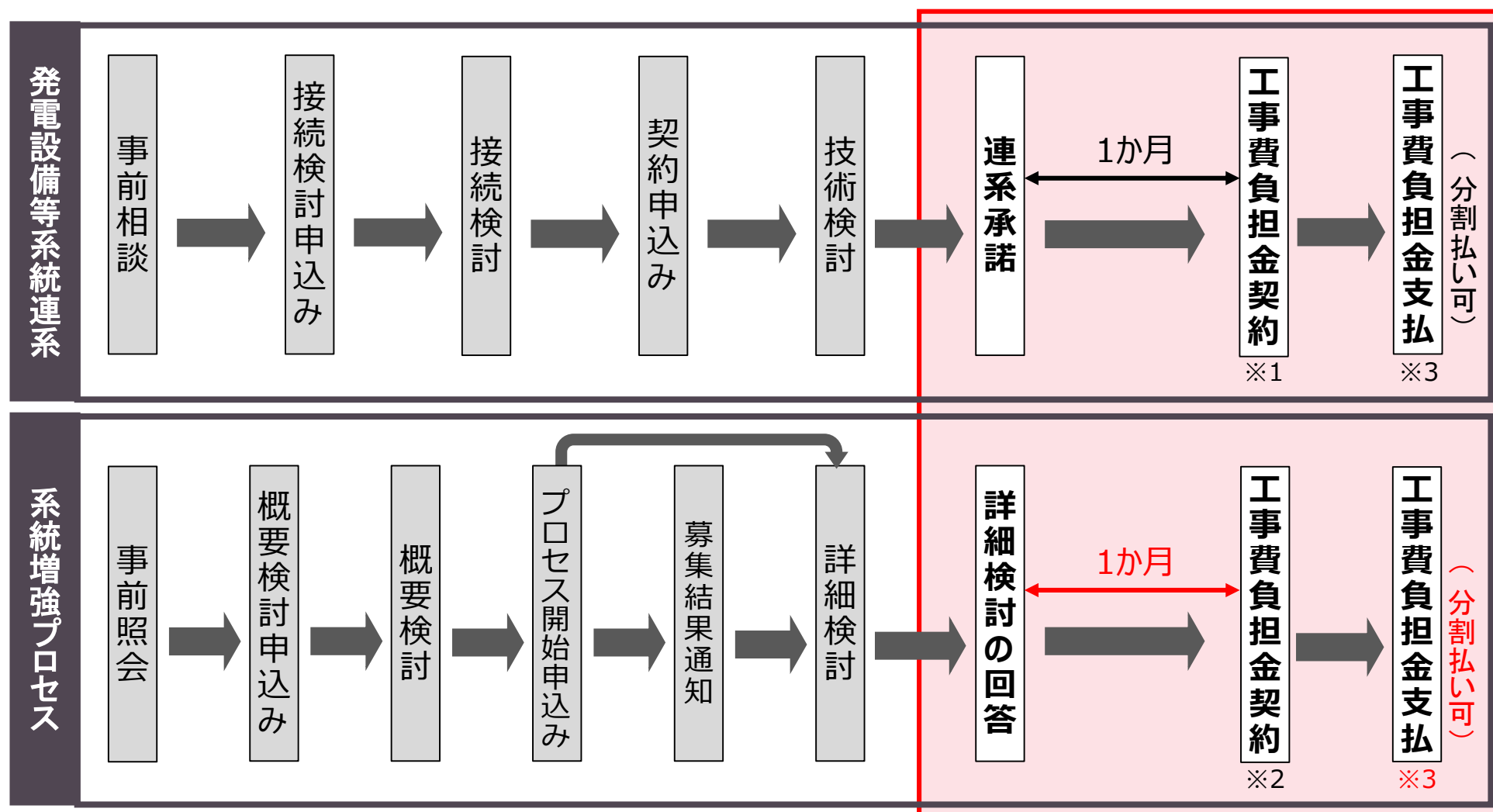
[変更内容]

- その他記載の適正化（字句修正等）。

【業務規程第2条、第121条、第123条の2、第125条、第131条、第132条、第134条、第143条、第143条の2～第143条の5】<変更>

【送配電等業務指針第88条の2、第93条、第97条、第103条、第138条、第139条、第140条、第141条、第153条の3、第209条の2、第221条】<変更>

* 下線付きの条文は、変更の内容が
「記載の適正化」のみの条文



- ※1 系統連系希望者は、連系承諾後 1 か月以内に、一般送配電事業者等と工事費負担金契約の締結が必要。
- ※2 混雑緩和希望者等は、詳細検討の回答後 1 か月以内に、一般送配電事業者等と工事費負担金契約の締結が必要。
- ※3 工事が長期にわたる場合は、一般送配電事業者等との協議の結果を踏まえて、合理的な範囲で支払い条件の変更（分割払い等）が可能。

混雑緩和プロセスの手続について（2024年12月5日）概要説明資料から抜粋

I - 1. 混雑緩和プロセスの位置づけ

4

- 混雑緩和希望者提起による系統増強プロセス（以下、「混雑緩和プロセス」という。）とは、一般送配電事業者及び配電事業者の費用便益評価を基に増強実施の判断がなされなかったローカル系統に対して、混雑緩和希望者の提起により系統増強を行うプロセスであり、増強対象区間に連系する追加混雑緩和希望者を募り、増強工事を進めることを基本とします。
- なお、系統連系希望者が発電設備等を送電系統に連系等するに当たり実施される「電源接続案件一括検討プロセス」と、混雑緩和プロセスは異なる位置づけのプロセスとなります。

（参考）電源接続案件一括検討プロセス：https://www.occto.or.jp/access/oshirase/2020/200917_dengen_jisshi.html

<系統増強プロセスの概要>

